

人事行政の運営等の状況の公表

河北町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第4条の規定に基づき、平成17年度における人事行政の運営状況の概要及び公平委員会の業務委託への委託業務の状況を次のとおり公表します。

平成18年10月31日

河北町長 田宮栄佐美

- 職員の任免及び職員数に関する状況
- 職員の給与の状況
- 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 職員のサービスの状況
- 職員の研修及び勤務成績の評定の状況
- 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員の任免及び職員数に関する状況

1 部門別職員数

各年度4月1日現在(人)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	増 減 の 主 な 理 由
		平成18年度	平成17年度		
一般行政部門	議 会	2	3	1	事務の統合縮小
	総 務	33	34	1	事務の統合縮小
	税 務	13	13	0	
	農林水産	10	11	1	事務の統合縮小
	商 工	6	7	1	事務の統合縮小
	土 木	12	11	1	まちづくり交付金事業の充実
	民 生	44	39	5	地域包括支援センターの新設など
	小 計	136	134	2	
特別行政部門	教 育	43	49	6	給食センターの調理部門を民間委託
	小 計	43	49	6	
公営企業等会計 部 門	水 道	7	7	0	
	下水道	4	4	0	
	その他	8	9	1	事務の統合縮小
	小 計	19	20	1	
合 計		198 〔 238 〕	203 〔 238 〕	5	

職員数は一般職に属する職員数であり、臨時、非常勤の職員は含みません。

公営企業等会計部門のその他は、国民健康保険、介護保険の事業に従事する職員の合計です。

合計の欄の〔 〕内は、条例定数の合計です。

2 採用者数の状況

職種区分	平成18年度				平成17年度				増 減
	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	競争試験による採用	選考による採用	再任用による採用	小計	
行 政	2			2	2			2	0
合 計	2			2	2			2	0

3 退職者数の状況

職種区分	平成17年度					平成16年度					増減
	定年	勸奨	普通	死亡	小計	定年	勸奨	普通	死亡	小計	
行 政		4			4		4			4	0
保 育 士		1			1						1
技能労務職員	1	1			2	1	1			2	0
合 計	1	6			7	1	5			6	1

職員の定年は60歳です。

「勸奨」とは、早期退職募集制度の適用をうけ、定年前に退職することをいいます。

「普通」とは、自己都合による退職などのことをいいます。

職員の給与の状況

町職員の給与は、国家公務員の給与を基本として、町議会の審議を経て条例で定めることになっています。

平成17年度においては、給料月額0.3%引下げ、配偶者に係る扶養手当の支給月額を500円引き下げにより、普通会計で4,741千円の減額を行いました。

また、職員数についても、行財政改革大綱、集中改革プランに基づき削減を行い、人件費の抑制に努めています。

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 平成17年度末	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	参 考 平成16年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成17年度	21,039	11,566,993	207,658	1,799,624	15.6	14.9

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬を含みます。

2 普通会計とは、一般会計と企業会計以外の特別会計を合算して、会計間のお金のやりとりを控除したものをいいます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成18年度	186	752,637	80,523	300,481	1,133,641	6,095

(注) 1 職員手当には退職手当は含まれておりません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

(3) 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度
98.5	97.7	97.5	96.4	96.8

(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
河北町	41.4 歳	327,900 円	362,877 円

技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
河北町	49.5 歳	365,500 円	382,224 円

(注) 1 「平均給料月額」は、平成18年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(2) 職員の初任給の状況(平成18年4月1日現在)

区 分		河北町	国
一般行政職	大学卒	159,700 円	159,700 円
	高校卒	138,400 円	138,400 円
技能労務職	高校卒	134,500 円	円
	中学卒	125,900 円	円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	276,800 円	310,020 円	- 円
	高校卒	235,200 円	284,900 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	- 円	- 円

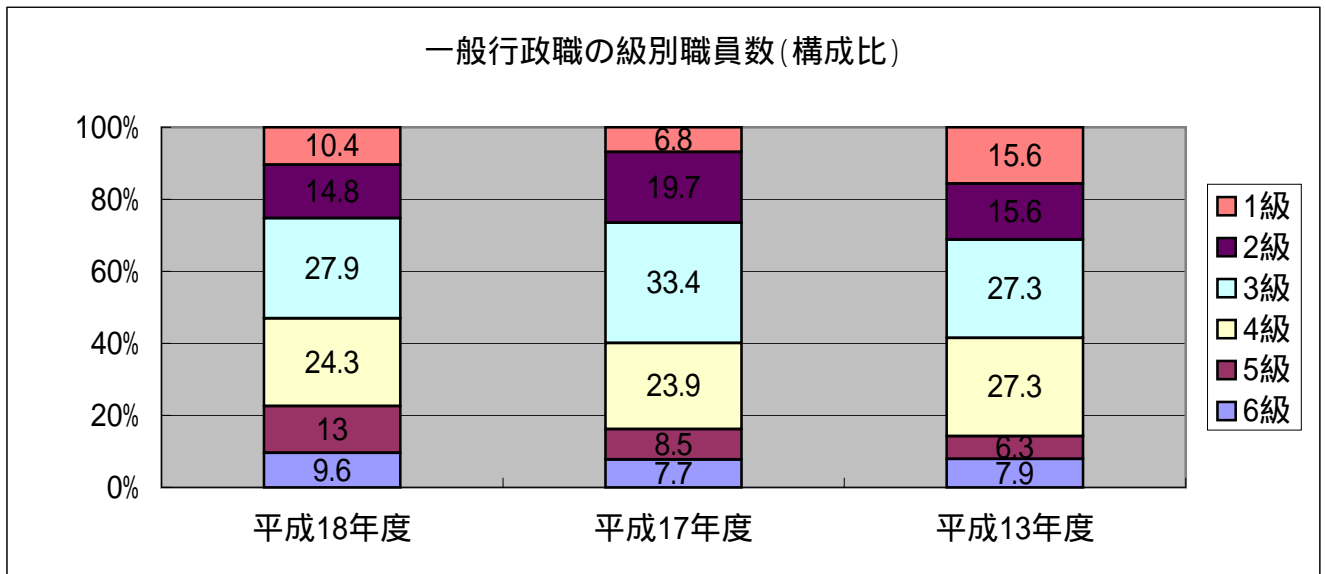
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6 級	課長	11 人	9.6 %
5 級	室長、課長補佐	15 人	13.0 %
4 級	係長	28 人	24.3 %
3 級	総括主任	32 人	27.9 %
2 級	主任	17 人	14.8 %
1 級	主事	12 人	10.4 %

(注) 1 河北町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(注) 平成18年4月1日に職務の級の再編があったことから、平成17年度、平成13年度の構成比は、再編後の割合で示しています。

(2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
平成17年度	職 員 数 A	191 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	40 人
	比 率 B/A	20.9 %
平成16年度	職 員 数 A	194 人
	普通昇給期間(12~24月)を 短縮して昇給した職員数 B	31 人
	比 率 B/A	16.0 %

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

河 北 町	国
1人当たり平均支給額(平成17年度) 1,514 千円	-
(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6 月分) 勤勉手当 1.4 月分 (0.7 月分)	(平成17年度支給割合) 期末手当 3.0 月分 (1.6 月分) 勤勉手当 1.45 月分 (0.75 月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(2) 退職手当(平成18年4月1日現在)

河 北 町			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	勤続20年	23.5 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	勤続25年	33.5 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	勤続35年	47.5 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給)	8号棒)				
1人当たり平均支給額	- 千円	25,579 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

区 分		全 職 種	
支給実績(平成17年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)		0 %	
手当の種類(手当数)		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業手当	伝染病防疫担当職員	処理業務等	作業従事一日につき500円
防災作業手当	防災作業担当職員	復旧業務等	作業従事一日につき300円

(4) 時間外勤務手当

支給実績(平成17年度決算)	32,172 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成17年度決算)	168 千円
支給実績(平成16年度決算)	38,746 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成16年度決算)	200 千円

(5) その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成17年度決算)
管理職手当	管理又は監督する地位にある職員 給料月額額の10/100以内(平成18年度は8/100)	異なる	官職に応じ棒給月額額の8~10%	5,485 千円	421,923 円
扶養手当	配偶者 13,000円 一般の扶養親族(2人目まで) 6,000円 (扶養配偶者がいない場合は1人目6,500円、配偶者がいない場合は1人目11,000円) その他(1人につき) 5,000円 扶養親族のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円	同じ		15,637 千円	211,311 円
住居手当	借家 限度額 27,000円 持家 3,000円	異なる	持家 1,000円 (新築から5年目までは2,500円)	7,471 千円	124,517 円
通勤手当	交通機関利用限度額 50,000円 交通用具利用限度額 24,500円	同じ		3,832 千円	39,917 円
休日勤務手当	休日等に勤務した職員 勤務1時間につき、1時間当たりの給与月額に135/100を乗じて得た額	同じ		21 千円	21,000 円
日直手当	勤務1回につき、4,200円	同じ		1,042 千円	7,776 円
寒冷地手当	扶養親族のある世帯主である職員 17,800円 扶養親族のない世帯主である職員 10,200円 その他の職員 7,360円	同じ		13,337 千円	69,827 円

5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
		減 額 前	減 額 後
	町 長	840,000 円	672,000 円
	助 役	645,000 円	550,000 円
	報 酬		
	議 長	330,000 円	317,000 円
	副 議 長	275,000 円	264,000 円
	議 員	260,000 円	250,000 円
期 末 手 当	町 助 長 役	(平成17年度支給割合) 3.3 月分	
	議 副 議 長 員	(平成17年度支給割合) 3.3 月分	
退 職 手 当	町 助 長 役	(算定方式)	(支給時期)
		67万2千円×48月×0.567 55万円×48月×0.331	任期ごとに支給 任期ごとに支給

職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 職員の休日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（上記の休日を除く）

2 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間（交代勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

3 職員の休暇制度

区 分	要 件 及 び 期 間
年次有給休暇	一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）
病気休暇	公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷：必要と認められる期間
	結核性疾患：1年以内
	高血圧病、動脈硬化性心臓病及び悪性新生物による疾病並びにその他の慢性疾患で任命権者が特に必要と認めたもの：180日以内
	精神及び神経に係る疾病で任命権者が特に必要と認めるもの：180日以内
	負傷または疾病：90日以内
	負傷又は病気により休職を命ぜられた職員が復職後において、又は病気休暇を与えられた職員が休暇の期間満了後において、なお普通勤務が困難な場合：60日以内で1日につき必要と認められる時間
特別休暇	災害等 地震、水害その他の災害により職員の現住居が滅失し、若しくは損壊した場合又はそれらのおそれがある場合で、当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合：15日（おそれがある場合は3日）の範囲内の期間
	地震、水害その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合：必要と認められる期間
	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
負傷・疾病等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
妊娠・出産等	6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合：出産の日までの申し出た期間（産前休暇）
	女性職員が出産した場合：出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後休暇）
	妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康の保持に影響があると認められる場合において、適宜休息し、又は捕食するために勤務しないことが相当であると認められるとき：必要と認められる期間
	妊娠中である女性職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康審査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回について、それぞれ、1日の正規の勤務時間の範囲内で必要と認められる時間
	妊娠中の女性職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：正規の勤務時間の始め又は終わりについて1日を通じて1時間以内でそれぞれ必要と認められる時間
	職員の妻が出産する場合：職員の妻が出産するため病院に入院する等の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間における2日以内
育児等	職員が生後1年に達しない子を育てる場合：1日2回それぞれ30分以内の時間
	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合：一の年において5日以内

冠婚葬祭	結婚する場合：7日以内
	職員の親族が死亡した場合で、親族関係に応じて定める10日以内の期間 例) 配偶者・10日、父母・7日、子・5日
その他	職員が父母、配偶者及び子の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合：1日
	選挙権その他の公民としての権利を行使する場合：必要と認められる期間
	証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合：必要と認められる期間
	骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に必要な検査、入院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合：必要と認められる期間
	自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（相当規模の災害による被災者を支援する活動、社会福祉施設等における活動、常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：一の年において5日以内
	女性職員の生理：必要と認められる期間
	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間において原則として連続する3日間の期間
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等を、負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合：6月以内で必要と認められる期間
組合休暇	職員が職員団体の業務又は活動に従事する場合：30日以内

職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況（平成17年度）

処分内容の別	免職	休職	降任	降給	計
河 北 町	人	人	人	人	0 人
計	人	人	人	人	0 人

2 懲戒処分の状況（平成17年度）

処分内容の別	免職	停職	減給	戒告	計
河 北 町	人	人	人	人	0 人
計	人	人	人	人	0 人

職員のサービスの状況

1 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課せられています。

地方公務員法

第35条 職員は、法律その他条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律その他条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合があります。

研修を受ける場合

厚生に関する計画の実施に参加する場合

町の特別職としての職を兼ね、その職に関する事務を行う場合

職務に関連ある他の地方公共団体の公務員としての職務を兼ね、その職務に関する事務を行う場合
町行政の運営上、その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体の役職員を兼ね、その事務を行う場合

地方公共団体の機関、学校、その他の団体から委嘱を受けて講演又は講義を行う場合

職務の教養を目的とする講習会、講演会その他これらに類するものであって、国、地方公共団体、学校等が行うものに参加する場合

職務遂行上必要な国、地方公共団体の実施する競争試験、その他試験を受ける場合

大学の通信教育の面接の指導を受ける場合

地方公務員法第46条の規定に基づき、勤務条件の措置に関し要求し及びその審査に出頭する場合

地方公務員法第49条の2の規定に基づき、不服申立をし、及び審査に出頭する場合

地方公務員法第55条第11項の規定に基づき、当局に不満を表明し、又は意見を申し出る場合

河北町消防団員として消防活動に従事する場合

2 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されています。

地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会規則を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(2) 許可の基準

職務の遂行に支障がないこと

その職員の職との間に特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと

国又は他の普通地方公共団体の職員の職を兼ねる場合にあっては、勤務時間及び給与を受ける時間重複しないこと

(3) 現状

営利企業従事者が許可される場合の代表的な例として以下のものがあります。

課局長等が第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合

3 休業制度

育児休業制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び河北町職員の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができます。

(1) 育児休業

職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができます。

育児休業をしている期間については、給与は支給されません。

(2) 部分休業

職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができます。

職員が、部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与が減額されます。

職員の研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成17年度）

各階層毎の基本研修を計画的効果的に行い、調整の課題に的確に対応できる判断能力と実行力を身につけられるよう配慮しています。特別研修については、地方分権時代を迎え大きく変化しつつある社会情勢に対応し、より一層の住民福祉の向上を目指し、また、町民のニーズを的確にとらえ、豊かな創造力を身につけ、柔軟に対応ができるよう、下記の研修を実施しています。

2 研修の内容と実績

(1) 自主研修

研 修 名	実 施 主 体	人 員	研 修 内 容
自主研究活動研修	河北町	7	デマンド交通システムについて
自主研究活動報告会	河北町	16	報告会
自主研究活動研修	河北町	4	国保ヘルスアップモデル事業、温泉を活用した水中運動事業等の視察・研究
玄米ダンベル体操ビデオ作成	河北町	9	玄米ダンベル体操ビデオの編集・作成

(2) 通信教育

研 修 名	実 施 主 体	人 員	研 修 内 容
マネジメント基本コース	産業能率大学	1	マネジメント基本コース

(3) 基本研修

研 修 名	実 施 主 体	人 員	研 修 内 容
新規採用予定者事前研修	河北町		通信による自宅研修
新規採用職員研修	村山地域市町職員研修協議会	2	講話・講義ほか
初級職員研修	村山地域市町職員研修協議会	3	講話・講義ほか
中級職員研修	村山地域市町職員研修協議会	4	講話・講義ほか
監督者研修（JST基本コース）	村山地域市町職員研修協議会	2	講義ほか
技能労務職員研修	村山地域市町職員研修協議会	1	講義ほか
上級職員研修	山形県市町村職員研修協議会	2	講話・講義・演習
上級職員研修	山形県市町村職員研修協議会	2	講話・講義・演習
上級職員研修ヒューマンパワーセミナー	山形県市町村職員研修協議会	2	講義ほか
監督者（係長）部研修	山形県市町村職員研修協議会	2	講話・講義・演習
監督者（係長）部研修	山形県市町村職員研修協議会	3	講話・講義・演習
管理者（課長補佐）研修	山形県市町村職員研修協議会	2	講話・講義・演習
管理者（課長）研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講話・講義・演習

(4) 特別研修

研 修 名	実 施 主 体	人 員	研 修 内 容
接遇研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講話・演習
税務担当職員研修（市町村民税）	山形県市町村職員研修協議会	2	講話・講義・演習
税務担当職員研修（徴収）	山形県市町村職員研修協議会	1	講話・講義・事例研究
法制執務初級職員研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・演習
財務担当職員研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・演習
住民基本台帳担当職員研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・事例研究
パソコン研修（エクセル応用）	山形県市町村職員研修協議会	3	演習
パソコン研修（データベース入門）	山形県市町村職員研修協議会	2	演習
パソコン研修（データベース応用）	山形県市町村職員研修協議会	1	演習
パソコン研修（パワーポイント）	山形県市町村職員研修協議会	1	演習
プレゼンテーション研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・実習
コーチング研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・実習

行政評価研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・実習
職場コミュニケーション研修	山形県市町村職員研修協議会	1	講義・実習
接遇研修	河北町	1 2 4	講師を招いての接遇研修
パソコン研修（ホームページビルダー）	河北町	1 4	ホームページ作成研修
東北六県中堅職員研修報告会	河北町	1 5	報告会
エコアクション21率先行動計画説明会	河北町	2 5	説明会
議会傍聴研修	河北町	7	議会傍聴
新入社員・若手ドライバー等技術講習会	安全運転管理者協議会	2	適性診断・実技ほか
安全運転競技大会参加研修	安全運転管理者協議会	4	練習会・協議会
生活習慣病改善研修	市町村職員共済組合	2	講義・測定・指導ほか
政策形成能力向上講座	山形県	1	講義・演習
地域マネジメント講座	山形県	1	講義・演習
市町村行政課題研修	山形県	1	講演
村山総合支庁地域別研修	山形県	3	公開講座・ワークショップ等

(5) 派遣研修

研修名	実施主体	人員	研修内容
東北六県中堅職員研修	東北自治研修所	1	法制・経済・行政・演習・教養
市町村アカデミー研修	市町村職員中央研修所	2	魅力あるまちづくり実践政策法務

3 勤務成績の評定制度の概要

(1) 昇給の場合

各職員ごとの昇給時期（4月1日、7月1日、10月1日、1月1日のいずれか）に、任命権者が、原則として各職員の1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定しています。

(2) 昇格の場合

昇任の時期又は昇格基準を満たした時期に、任命権者が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を判断しています。

職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の福利厚生事業の概要（平成17年度）

(1) 保健事業の概要

プログラム名	プログラムの内容	実施主体
一般検診	<p>疾病の大半を占める生活習慣病を防ぐことに重点をおいたプログラム</p> <p>総合健診</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・医師による聴打診 ・計測(身長、体重) ・視力検査 ・聴力検査 ・胸部エックス線検査 ・血圧測定 ・尿検査 ・貧血検査 ・肝機能検査 ・血中脂質検査 ・心電図検査 ・血糖 ・胃がん検診 <p>30歳から39歳までの希望者及び原則として40歳以上の全職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大腸がん検診 原則として40歳以上の全職員 ・肺がん検診 40歳以上で希望する職員 ・前立腺がん検診 50歳以上で希望する男性職員 ・C型肝炎等検診(35歳以上5歳毎の年齢、特別職等) <p>婦人科検診 30歳以上の女性職員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子宮がん検診 ・乳がん検診 	山形県市町村職員共済組合
健康セミナー	<p>健診後の事後指導や疾病の1次予防策として実施する各種セミナーに関するプログラム</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康教室 ・健康教室 ・フォローアップ教室 ニューヘルスアップセミナー ・ストレッチコース ・気功コース ヘルスアップ料理教室 食生活改善を目的とした料理教室 	山形県市町村職員共済組合
運動	<p>生活習慣病の改善の重要な部分を占める運動に関するプログラム</p> <p>共催スポーツ大会助成</p> <p>町村会が主催するスポーツ大会に共催し、費用の一部を負担</p> <p>自治体職員スポーツ大会助成</p> <p>全日本自治体労働組合山形県本部が主催するスポーツ大会に共催し、費用の一部を助成</p>	山形県市町村職員共済組合
健康管理	<p>健康管理体制の充実に支援するためのプログラム</p> <p>所属所健康管理対策事業助成</p> <p>健康管理対策事業を実施したときに、費用の一部を助成</p> <p>健康セミナー</p> <p>健康管理担当者等を対象としたセミナーの開催</p> <p>健康管理情報誌の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・検診啓発パンフレット ・健康管理図書 <p>健康管理実施状況等調査</p> <p>健診事業報告書の発行</p> <p>健康優良者等の表彰</p> <p>メンタルヘルス相談医 メンタルヘルス対策についての相談</p> <p>メンタルヘルス研修会</p> <p>ファミリー健康相談 互助会事業</p>	山形県市町村職員共済組合 山形県市町村職員互助会
レクリエーション	<p>健康づくりを支援するためのプログラム</p> <p>スキー&スノーボード教室</p>	山形県市町村職員共済組合
保養施設利用	<p>保養をとおして心身のリフレッシュを図ることを支援するためのプログラム</p> <p>保養施設利用助成</p> <p>共済組合の契約する保養施設を利用したときの助成</p>	山形県市町村職員共済組合 山形県市町村職員互助会

選択健診	<p>一般健診プログラムに含まれない健康診断、人間ドックなどの高額な健康診断、被扶養配偶者に対する健康診断を実施するプログラム</p> <p>一般人間ドック助成 40歳以上の職員又は被扶養配偶者</p> <p>退職前人間ドック助成</p> <p>50歳以上で平成17年度中に退職を予定する職員</p> <p>脳ドック助成 40歳以上の職員</p> <p>配偶者健診助成 被扶養配偶者</p> <p>歯周病検診助成 40歳以上5歳毎の年齢</p> <p>禁煙外来助成 禁煙外来診療を希望する職員</p>	山形県市町村職員共済組合
生活支援	<p>健康な生活を送るための各種の事業を実施するプログラム</p> <p>薬品等購入助成</p> <p>疾病の予防と早期治療に資するための、救急薬購入に対する助成</p> <p>ライフアップセット配布</p> <p>新規採用職員に対し健康生活を支援するため常備薬等を配布</p> <p>生活支援書籍配布</p> <p>ライフプラン事業</p> <p>・生涯生活充実型セミナー ・退職準備型セミナー</p> <p>ライフアップ事業</p> <p>レジャー、スポーツ、文化、飲食施設等を利用する際の割引等</p>	山形県市町村職員共済組合
介護支援	<p>介護の支援と介護知識の習得を行うプログラム</p> <p>介護セミナー 互助会事業</p>	山形県市町村職員互助会

(2) 給付事業の概要

(平成17年度)

事 項	山形県市町村職員共済組合	山形県市町村職員互助会	河北町職員厚生会
傷病になったとき 出産したとき 死亡したとき	医療機関等に支払うもの ・法定給付の額 職員に支給するもの ・移送費 ・出産費 ・埋葬料 ・一部負担金払戻金 ・出産費附加金 ・埋葬料附加金	・一部負担金補助金 ・入院見舞金 ・弔慰金 ・妊産婦検診費用助成金	・出産祝金 ・病気見舞金 ・弔慰金
給料が支給されないとき	・傷病手当金 ・出産手当金 ・育児休業手当金 ・休業手当金 ・介護休業手当金 ・傷病手当附加金		
その他	・弔慰金(災害) ・災害見舞金 ・災害見舞金附加金	・結婚祝金 ・入学祝金 ・災害見舞金 ・生涯生活充実支援事業	・結婚祝金 ・災害見舞金 ・退職記念(花束)

(3) 貸付事業の概要(主なもの)

(平成17年度)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	1,800万円	2.26%	山形県市町村職員共済組合
在宅介護対応住宅貸付	300万円	2.00%	山形県市町村職員共済組合

(4) 河北町職員厚生会の事業費負担について

(平成17年度)

職員1人あたりの掛金額	事業主(河北町)の公費負担額	事業主(河北町)の公費負担割合
4月分給料月額*0.7/1000*12	4月分給料総額*0.7/1000*12	事業主：職員 = 1：1

2 公務災害の状況

	認定件数		
	負傷	疾病	計
公務災害	1件	件	1件
通勤災害	件	件	件
計	1件	件	1件

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 要求件数	平成17年度中処理件数		平成17年度中 係属件数
		却下	判定	
- 件	- 件	- 件	- 件	- 件

4 不利益処分に関する不服申立ての状況

地方公務員法の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は処分の取消し、修正の採決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し職員がその処分によって不当な取扱いを是正するための指示を行うものです。

平成16年度末 係属件数	平成17年度中 要求件数	平成17年度中処理件数		平成17年度中 係属件数
		却下	判定	
- 件	- 件	- 件	- 件	- 件